

## 地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザル審査要領

地域共生社会講座動画制作等委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方	(20点)
(2) 業務内容（地域共生社会講座動画制作）	(50点)
(3) 業務内容（意識啓発に向けた広報）	(45点)
(4) 業務内容（ポータルサイトに掲載する取材記事の作成）	(45点)
(5) 実施体制・スケジュール	(14点)
(6) 類似事業の実績	(10点)
(7) 経費見積	(10点)
(8) 県が推進する施策への取り組み	(6点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

日時 令和6年5月17日（金）（午後予定）

場所 高知市内

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。

イ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

ウ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書及び説明資料のみとします。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書及び説明資料と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。また、参加者が1者の場合は、審査員の採点の合計が総合点数合計の61%を超えていなければ、再度審査をやり直すこととします。